

8月17日に4大新聞に掲載された政府公報

「放射線についての正しい知識を」について

専門家による医学的批判のほかにも以下の視点からの批判が必要と考えます。

- 1) 原発事故による放射線被曝はたとえ低線量被曝といえども、社会的事案であり、単純に科学的合理性だけで論ずべき問題ではない。
- 2) 低線量被曝の影響については未だその全容について、学術的論争があり、科学者の中で広範な合意が形成されていない。今後長期に亘って追跡と検証作業が必要な課題である。この状況でしかも影響を受ける多数の公衆に対し、安全性のみを強調する広報は社会的公正さを求められる政府機関がなすべきことではない。
- 3) 原発事故や原爆による被曝はたとえそれが低線量の場合でも、それは広範囲に亘る、欲せざる被曝であり、病気治療目的等による管理された状況下で、限定された個人への放射線照射による治療被曝と同列に論ずべき問題ではない。自分で転んで起こした怪我と他人により転倒させられて受けた怪我はたとえそれが医療的に同レベルのものであっても、被害者の受ける痛みは異なる。一方は自己責任で受容せざるを得ないが、他方は他者による加害で、これが軽微だと言って受容せよと言うべきではない。加害者の責任追求と被害者への弁償がなされるべきである。これを放置して受容せよということは、社会的道義と公正の原則に反する。
- 4) 放射線は自然放射線等、様々な場所にあるのは事実だが、自然放射線による被曝は年間1～3mSvの程度でこれは地上にいる限り避けることの出来ないものである。地上の生物は長期に亘りこの影響下で進化して来たのであるが、決して望ましいものではない。この被曝は地上で生活するかぎり避けることの出来ないものとして、受容せざるを得ない。一方、放射線作業従事者等はしかるべき目的のための社会的活動により放射線被曝を受けるので、止むを得ず受容基準を定めている。この基準に準拠して、一般公衆にたいする被災地への帰還のための受容基準などを定めるべきではない。これは被曝の社会的性格を無視し、加害責任と弁償責任を免罪することに繋がる。
- 5) 一般公衆にたいする止むを得ざる被曝限度を提示するとしても、それは自然放射線による被曝量を大きく上回るものであってはならない。原子力事故が発生した地域に住み続ける人の被曝基準を年間20mSvとしているが、これをもって帰還促進や被曝補償責任の免罪理由にしてはならない、回避できない被曝と回避できる被曝を同列に論ずべきではない。回避できる被曝は極力避けるのが原則である。科学的合理性に加えて社会的道理性のよる判断が必要である。

加藤利三（非核の政府を求める京都の会常任世話人）